

計量制度見直しの各論点における 今回の見直しの方向性（案）

平成 2 8 年 6 月

経済産業省産業技術環境局
基準認証ユニット計量行政室

計量制度見直しの論点－ 3つの視点－

我が国の計量制度は、昭和26年の計量法制定以降、各時代の要請に適切に対応しつつ変遷してきており、今まで、我が国の国民生活・経済社会における取引の信頼性を確保し、安全・安心基盤として機能している。

今般、「計量制度に関する課題検討会」報告書（平成28年3月）において、現在の計量行政における実態を踏まえ、改善が必要と考えられる計量制度の見直しの論点を以下の3つの視点から整理した。

本審議会において制度的対応の在り方を検討する。

視点1：民間事業者の参入の促進

適正計量の信頼性を確保しつつ、製品開発、試験評価、品質管理などにおいて高い技術力を有する民間の製造事業者・試験所等の参入や計量士の活用を促進するための見直しを検討する。

視点2：技術革新、社会的環境変化への対応

計量器の技術革新、計量制度をとりまく社会的環境変化に対応し、規制対象の見直し・新たな規制の導入等を検討する。

視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化

現在の規制に関して、その範囲・規定事項等を再整理又は明確化し、適切なものとするための措置を図る。

視点 1 : 民間事業者の参入の促進

視点1：民間事業者の参入の促進（1）

論点1 計量器開発の効率化（型式承認における試験成績書の受け入れ）【※資料2参考 P.4】

計量器の電子化や情報化等技術革新が進展するとともにニーズが多様化し、メーカーの開発コストは上昇。また、産業技術総合研究所（電気計器は日本電気計器検定所）が実施している型式承認の設備試験が高度化し、試験項目も増加するなど負担が増大。こうした中、技術力のあるメーカーにおいては、開発段階から十分な試験を実施しており、型式承認試験と重複している部分も多い。なお、海外ではメーカーの試験成績書を型式承認試験に受け入れることが一般的。

このため、型式承認試験に第三者機関又はメーカーの試験所の試験成績書の受け入れを可能とすれば、開発コストの削減やリードタイムの短縮ができるのではないか。

一方で、開発メーカーの試験成績書の信頼性を判断できるか、型式承認試験を実施する側が成績書をチェックできるか等が問題。

型式承認制度の現状と今後の展望（案）

●計量法の根幹の制度

○型式承認制度は、国家計量標準機関である産総研（電気計器は日電検）が一元的に実施することによって計量器の信頼性が確保される計量法の根幹の制度。また、構造検定を全数行うことなく、サンプルで実施できるので、効率的、効果的に新計量器の構造が担保され、検定・定期検査も含め、特定計量器の規制を維持することができている。

●計量器のグローバル化に対応した各国間の試験データの活用

○技術の高度化、開発のスピード化に伴い、型式承認機関で全ての試験を実施することが非現実的であることは世界的な共通認識。また、OIMLでは基本証明書制度や型式評価相互承認制度（MAA）が整備され、各国の型式承認において、相互の試験成績書の活用が進展しつつあり、現在、さらなる促進のための議論が活発に行われている。

⇒ ◆このような状況を踏まえ、より効率的な制度運用を構築することが求められる。

●型式承認制度・試験成績書の活用は海外でも採用されている一般的な制度

○欧州をはじめとする型式承認機関においてはISO/IEC 17025の認定試験所（製造事業者内の試験所（MTL）を含む）が実施した試験結果であって、型式承認機関が認める試験成績書の一部又は全部を活用しているのが一般的であり、OIMLにおけるMAAにおいてもMTLの試験データの活用が認められている。

⇒ ◆信頼性のある民間事業者による試験成績書は受け入れるのが適切。

視点1：民間事業者の参入の促進（2）

見直しにおける方向性（案）

型式承認における試験成績書の受け入れを行うべく、平成29年4月の政省令改正に向け、見直しを進める。

○特に試験成績書受入れのニーズが高い「非自動はかり」について受入れを開始する。

非自動はかり	平成30年度をめどに試験成績書の受入れを開始。
その他の特定計量器	各業界においてMTL活用の要望があるか、かつ対応が可能であるかどうか、精査を行う。

見直しの効果

○審査期間の短縮（通常3ヶ月程度が最大1ヶ月程度に短縮される見込み）⇒新型式の速やかな市場投入が可能

見直しにあたり整備する要件

●制度の信頼性の確保

- 試験成績書はISO/IEC 17025認定を前提とし、器差の全数検定、定期検査等の措置を堅持する。
- 上記に加え、さらなる信頼性を確保するために産総研において、追加の判断基準となるガイドライン等を整備する。
（例：ILAC/MRA署名認定機関による認定機関とする、産総研で保有する実績データを参考にする、など）

●試験成績書の受入れに関する体制の整備

- NITEにおいてニーズの高い試験に関するISO/IEC 17025 認定プログラムの整備を行う必要がある。
- 産総研において、試験成績書の受け入れ体制を整備する必要がある。

見直し対象条文

手数料令第4条、検則第30条

視点1：民間事業者の参入の促進（3）

論点2 国が検定実施を認めている指定検定機関への民間事業者参入の促進（指定要件の見直し）【※資料2 参考 P.4】

指定検定機関の指定要件は、構造検定と器差検定の両方を実施できること。現在指定されているのは1法人（日本品質保証機構：JQA）のみ。

ユーザーが検定を受ける際の利便性を向上させ、社会的負担を小さくするため、指定検定機関の指定要件を緩和して器差検定のみの行う指定検定機関（器差のみ指定検定機関）を認め、民間事業者（計量士団体を含む）が参入しやすくすべきではないか。検定の実施主体である都道府県の業務を補完する効果も期待できる。

一方で、検定の公正・公平・独立性等を確保できるのか、型式承認の試験等への影響はないのか等が問題。

検定制度の現状と今後の展望（案）

●全数検定による適正な計量と安全・安心の確立

○検定制度によって、特定計量器を公的機関を中心とする全数検定を行うことにより、公正・公平な取引・証明を確保し安全・安心を確かなものとしている。

●実施者の数・質の確保

○検定制度は今後も堅持すべき制度であるが、検定をより効果的に実施するためには、実施者の拡大をはかる必要がある。ISO/IEC17025（試験所・校正機関のマネジメント）やISO/IEC17020（検査機関のマネジメント）の普及の進展に伴い、試験評価において高い技術力を有する民間事業者が増加している。

⇒ ◆このような状況を踏まえ、指定検定機関への民間事業者の参入を促進する。

論点の背景・基本的考え方（案）

○使用者ニーズの多様化（時間外検定ニーズ等）への対応や、地方分権一括法施行以降の計量行政の体力格差が拡大している地方自治体業務の補完することが必要。

⇒ ◆指定検定機関の指定の要件を緩和し、器差のみ指定検定機関を認め、民間事業者の参入を促進する。

見直し対象条文

計量法施行令第26条、機関等省令第9-16条

視点1：民間事業者の参入の促進（4）

見直しにおける方向性（案）

**中長期的に検定・検査制度を堅持するために、指定検定（検査）機関に民間事業者の参入を促進する。
そのため、平成29年4月の政省令改正に向け、見直しを進める。**

- 指定検定機関の指定要件の緩和による器差検定のみを行う指定検定機関（器差のみ指定検定機関）を認めるべく、見直しを進める。
- 一方で、現行の指定検定機関は、型式承認の試験や指定製造事業者の品質管理の調査などの業務を行うことができる。しかし、器差のみ検定とこれらの業務はそもそも性質が異なる業務であり、また、相乗効果も認められないため、当面、今回の見直しによる指定検定機関については、器差のみ検定業務に特化することとし、器差のみ指定検定機関の申請を認める。
- 指定検定機関への参入対象として、都道府県の計量団体や製造事業者の試験機関などが想定されるが、具体的な参入機関の数・種類等については、想定される主要な団体・機関へ事前の意向調査等を行う。

見直しにあたり整備する要件

●公正、公平性、独立性の担保

- 現行の指定基準がそのまま適用できるか、あるいは、公正、公平性、独立性を担保するために、指定の基準を新たに追加すべきか検討する。その際には、ISO（ISO/IEC17025、ISO/IEC17020）や他法令において民間事業者を検査機関として指定している場合の基準について調査する。

＜現行の指定基準（計量法関係省令）＞

- ①特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと
- ②検定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと
- ③検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと

- 特に、製造事業者の試験機関を認める場合には、例えば単に別法人という理由だけで、公正、公平性、独立性が担保できると考えられるか、より慎重な検討が必要（資本・人的関係の制限等が必要ではないか）。

●営利主義による悪影響への配慮

- 自治体にとって、件数が少なく設備・人員を要する計量器の検定のみが残ると、検定制度の維持が困難になることが予想される。したがって、どのような特定計量器の分野において、どの程度の検定のニーズが見込まれるのか、さらに、自治体にどのような影響があるのかを検討し、特定計量器の種類に応じて段階的に導入するなど、処置をはかる。

●実施者の要件

- 制度の信頼性を確保するため、計量士の登録後の計量教習によって、中長期的に人材を育成する（論点4）。

※なお、同様に指定定期検査機関についても、見直しを行うかどうか検討する。

視点1：民間事業者の参入の促進（5）

論点3 自主的に検定することが認められる指定製造事業者を指定する際のISO9001の活用【※資料2参考 P.4】

指定製造事業者の指定の基準のうち品質管理基準は、ISO9002（昭和62年発行）を基礎としているが、その後ISO9002はISO9001に統合改訂されていることから、品質管理基準に**ISO9001の認証結果を活用**すべき。

論点の背景・基本的考え方（案）

● 指定製造事業者の品質管理基準とISO9000シリーズ

○指定製造事業者の指定基準のうちの品質管理基準は、制度創設当時からISO9000シリーズを基礎としている。

● 指定製造事業者の変化（ISO9000シリーズの認証取得とグローバル化）

○指定製造事業者は、創設当時に当該認証を取得している事業者はほとんどいなかったが、現在では約65%に達している。また、近年の指定製造事業者は、グローバル化の進展に伴い、海外工場の割合が増えていることから、ISO 9001の認証を取得している事業者にとって、ISO9001と品質管理基準との重複部分、ISO9002との差異が負担となっている。

⇒◆品質管理基準は、現在存在しないISO9002に代えて、常に最新のISO9001を基礎とし、その認証を取得している事業者にあっては、可能な限り、その結果を活用すべきではないか。

視点1：民間事業者の参入の促進（6）

見直しにおける方向性（案）

品質管理基準は、常にISO9001の最新版を基礎とし、ISO9001の認証結果を活用できるよう、平成29年4月の省令改正に向け見直しを進める。

- 品質管理基準は、最新版であるISO 9001:2015（JIS Q9001:2015）を基礎とする。
- 計量法固有の要求事項は引き続き指定基準に措置する。
（例：完成品検査の製造工程からの独立性（器差検定に相当）、個別計量器毎の製造・検査設備等の要求事項etc）
- ISO9001の認証取得者にあつては、その認証結果及びISO9001に適合している旨の社内規格類等の書面の提出を可能とする
ことで、ISO9001の認証結果を指定の際に活用できるよう進める。
- 加えて、血圧計及び体温計は、医療機器の品質管理規格であるISO13485の認証取得事業者が多いことから選択肢として、これを許容するなど、積極的に国際規格を活用する。

省令改正の影響を考慮した中期的方向性

- ISO9001:2015の改訂にあたって、認証の移行期間が3年設けられていること、また、ISO9001を取得していない事業者への影響を配慮し、既指定事業者の対応は、少なくとも3年以上の猶予期間を設ける。

見直しにあたり整備する要件

- 制度の信頼性の確保
- ISO 9001の認証結果を活用した場合、この認証において事業者の問題があると制度の信頼性に影響をおよぼしかねないため、ISO9001のサーベイランス結果の報告の提出の義務付けや、国及び自治体は、試買調査（市場から無作為に計量器を購入し、適合性を確認）を拡充するなどの措置をはかる。

見直し対象条文

指定製造事業者指定等省令第3条等

視点1：民間事業者の参入の促進（7）

論点4 計量士の確保、育成（登録要件の見直し、研修等の義務づけ）【※資料2参考 P.4,5】

（1）一般計量士の登録人数が減少している中、後継の計量士の確保が困難となる可能性がある。このため、計量士として登録する際に義務づけている実務経験の期間を短縮すること等により登録の要件を緩和すべきではないか。

（2）一方で、計量士の技術能力の維持・向上は必要。このため、資格の更新制を導入することや、技術研修等を実施することにより、計量士の技量を確認することが必要ではないか。

計量法の中で義務づける必要はあるか。団体等による自主的な取り組みで実効性が上がるのではないか。

計量士制度の現状と今後の展望（案）

●我が国における計量士制度の役割

- 計量士制度は、計量法における国内独自の制度であり、計量士は、定期検査に代わる検査（代検査）を行うことができるほか、適正計量管理事業所や計量証明事業者の登録要件とするなど、計量法における計量士の担う役割は大きい。
- 資格のもと、一定の分野の職務を分担させて適正な計量の実施を実質的に推進することが望ましいとの趣旨から計量士制度が創設されているが、計量制度の維持にあたって、重要な制度であるとともに、よりいっそうの計量士の確保・技能向上が必要である。

論点の背景・基本的考え方（案）

●計量士の確保と質の維持

- 計量士は、必要な人員を確保する一方で、一定の質を保たなければならない。その中で、一定の質を保つためには、登録要件において担保するとともに、資格取得後の計量士の技能向上がのぞまれる。
- 現在、一般計量士の登録人数は毎年、微減にて推移している。登録人数を増やすためには、計量士を目指す層を拡大することは一つの方法ではある。

●実務経験期間の短縮の意義

- 実務経験期間の短縮は、計量の業務に携わっていない・経験が少ない者の資格取得の動機付けにはなるが、他方、一般計量士については、定期検査の代検査を行うことができるなどの資格の性質上、計量管理等に関する何らかの実務経験を資格取得時に求めるべきである。

●資格取得後の計量士の技量

- また、資格取得後の計量士の技量は、業務の従事状況等によってまちまちであり、求められる技能は民間の状況・需要によって変動しうることから、民間の計量士関係団体等による自主的なフォローアップによって計量士の技能向上を図ることを期待する。

視点1：民間事業者の参入の促進（8）

見直しにおける方向性（案）

（1）見直しを進める。（一般計量士の「資格認定コース」の実務経験期間の短縮）

○一般計量士の登録要件の緩和については、計量士の一定の質を保ちつつ、段階的に進めながら検討する必要がある。

「資格認定コース」 実務経験期間の短縮 （一般計量士：5年）	ある一定の条件のもと、実務経験期間の短縮（一般計量士：5年→2年）を許容するよう、今回の制度見直しで行う。 （現在の基準は、「5年以上（質量の計量に関する実務に2年以上従事していることを含む）」。 必要最小限の実務経験期間を要求する観点から、「質量の計量に関する実務を2年以上」に見直す。）
「国家試験コース」 実務経験期間の廃止 （一般計量士：1年）	「資格認定コース」の実務経験期間短縮の影響（計量士の技能等への影響等）を産総研研修センター等において精査した上で、扱いを検討することとする。

（2）計量士登録後の技術研修等を計量教習にて実施する。

- 計量士の更新制度を導入するほど、現在の登録者において、計量士による定期検査に代わる検査や環境の計量証明等において著しい支障を来しているわけではないため、更新制度を今回導入するにはあたらない。
- 計量士登録後の技術研修等については、計量法上の計量教習に位置づけのもと、現在の計量教習の実施数を必要に応じて減らし、代わりにこれまで実施していない教習を新たに実施するなど、内容の見直しを図る。
など、充実を図る。
- また、民間の計量士関係団体等による自主的なフォローアップによって計量士の技能向上を図ることを期待する。

見直し対象条文

計量法第122条、施行規則第50条、第51条

視点1：民間事業者の参入の促進（9）

論点5 計量器のユーザーが計量器を自主管理できる適正計量管理事業所制度の要件の見直し等【※資料2参考 P.4,6】

適正計量管理事業所に指定されることのメリットは定期検査の免除等であるが、事業所指定を維持するコストに比べてメリットが小さく、指定の返上等がみられる。

このため、適正計量管理事業所の指定要件にISO9001（品質管理）やISO10012（計量管理）を活用するなど維持コストの負担を軽減する必要があるのではないかと。また、適正計量管理事業所であることを消費者等にアピールできるようにすべきではないか。どの程度の負担軽減となるか。消費者等へのアピールは自主的取組みで十分ではないか。

論点の背景・基本的考え方（案）

- 適正計量管理事業所制度の指定要件は、省令にて規定されているが、厳しい指定要件ではなく、ISO 10012の方がより高度な要求がなされている。一方、ISO 9001は品質管理の規格であり、計量分野に特化した規格ではない。したがって、ISO 9001のみを指定要件とすることは十分ではないのではないかと。
- ISO 10012は、海外でも主に中国などにおいて認証の取組（認証機関の設置、国内規格化など）が進められており、計量管理の規格として、国内での活用が期待されているところである。

見直しにおける方向性（案）

ISO 10012を適正計量管理事業所の指定基準の計量管理方法として認めるべく見直しを進める。

- 適正計量管理事業所の指定基準とISO 9001、ISO 10012の比較
- 現在の制度において、現行の指定の基準が不十分なために適正計量管理事業所の計量管理に支障を来しているわけではないが、計量管理に特化したマネジメントシステムであるISO 10012は現行の指定基準と比較し、計量管理に特化しかつ高度な要求をしているため、指定基準を改正し、現行での指定基準の計量管理の方法として第三者認証によるISO 10012を認める。
- 消費者・事業者等へのアピール
- 例えば包装への表示などは現行の制度でも可能であり、まずは事業者・業界団体による自主的な取組を行うことを期待する。
- 適正計量管理事業所制度の推進に求めるもの
- 適正計量管理事業所制度の趣旨である自主的な計量管理は、資格者である計量士の活動によって構築されることがのぞまれる。そのためには、よりいっそう計量士団体等が主体的に計量管理等の活動に取り組み、成熟させることが期待される。

見直し対象条文

施行規則第73、75条

視点1：民間事業者の参入の促進（10）

論点6 基準器と計量標準供給制度（JCSS）校正計量器の共通化【※資料2参考 P.4】

検定や定期検査において特定計量器の合否判定するために基準器の使用を義務づけている。一方、JCSS校正を受けた計量器のうち分銅などは、基準器と同じ用途で利用できる。事業者の中には両制度の分銅等を重複して保有するなどコスト高等の要因。

このため、技術基準と同レベルのJCSS等校正計量器については、JCSS等校正証明書を基準器検査に活用したり、JCSS校正に用いている計量器の技術基準（JIS）を計量法令に引用するなど、基準器として使用できるようにするべきではないか。

論点の背景・基本的考え方（案）

- 基準器は特定計量器の精度を確保し、取引・証明の信頼性を確保する上での根幹となる計量器であり、基準器検査は、国家計量標準機関である産総研を頂点として、都道府県等公的機関が長年担っており、制度として定着している。
- 一方、グローバル化の進展・民間校正機関の標準供給体制整備に対応するため、平成5年の計量法改正においてJCSSが創設された。
- 基準器検査は、①特定計量器の許容公差に応じた器差の許容値、②合格した際の有効期間、の2点を決めているが、JCSSは産業界の品質管理の推進を目的としており、この2点は任意である。なお、海外の計量法の運用においてもこの2点は同様に措置されている。
- JCSSは制度創設後、20余年が経過し、普及・定着している分野もあり、また、グローバル化の進展に伴い海外においてもJCSS同様のISO/IEC17025校正事業者の普及が進展しているため、基準器検査において、これらの結果を可能な限り活用する。

<各国の規制対象計量器の基準器（標準器）の比較>

	英国	ドイツ	フランス	米国	カナダ	オーストラリア	日本
周期	2年	2年	不明	州政府度量衡部門の長が定める	計量器毎に個別に定めている（1～10年）	計量器毎に個別に定めている	計量器毎に個別に定めている（6ヶ月～10年）
許容誤差	計量器の最大許容誤差の1/3以内	計量器の最大許容誤差の1/3以内 その他個別に設定されているもの有	計量器によって最大許容誤差を設定	州政府度量衡部門の長が定める ただし、国家計量標準機関（NIST）からの承認又はトレーサブルが確保されなければならない	不明	計量器毎に個別に定めている	計量器毎に個別に定めている

視点1：民間事業者の参入の促進（11）

見直しにおける方向性（案）

- 特定計量器の検定・検査の根幹をなす基準器については、
 - － その有効期間及び許容公差等の技術基準は、省令又は省令に引用するJISにおいて引き続き公的に定める。
- 基準器の精度を保証する基準器検査は、
 - － 特定計量器毎の分野におけるJCSSの普及状況及び事業者ニーズに応じ、中長期的に技術基準及び運用の見直しを進める。
- 基準器検査におけるJCSS校正証明書を活用
 - JCSSは、全特定計量器の分野が整備されているわけではなく、普及分野も格差があるため、一律に整備する性質のものではない。
⇒ JCSSの普及状況や事業者ニーズに応じ、JCSS等校正証明書を活用できる技術基準を整備する。
- 省令へのJISの引用
 - 特定計量器の技術基準は全てJIS化されていることから、特定計量器のJISと一体的に整備し、省令に引用する。
 - 事業者ニーズの高い分銅、社会的環境の変化に伴い使用がしづらくなる水銀関係（温度計、体温計など）は、平成29年度からJISの整備に着手する。それ以外の分野については、実態把握やニーズ調査を行い、ニーズの高い分野から順次整備を行う。

見直しにあたり整備する要件

- 制度の信頼性の確保
 - 制度の統一性及び信頼性を確保するため、都道府県知事の基準器検査にも適用されるガイドラインを産総研が作成する。
 - JCSSは国内制度であるため、海外指定製造事業者に対しては、ISO/IEC17025校正事業者の校正証明書を活用することになる。制度の信頼性を確保するために、ILAC/MRA署名認定機関による認証機関とすることなど、国家計量標準機関である産総研が判断する余地を措置する。

見直し対象条文

基準器検査規則

視点 2 : 技術革新、社会的環境変化への対応

視点2：技術革新、社会的環境変化への対応（1）

論点7 スマートメーター化を見据えた特定計量器の構造基準の見直し【※資料2参考 P.7】

（1）様々な端末がインターネットに接続されることが一般的となり（IoT：Internet of Things）、効率的な社会活動に大いに貢献が期待される中、計量器においても、ネットワーク上で計量情報や計量器内部のソフトウェアにアクセスして計量管理するスマートメーター化がますます進展していく可能性がある。

国際法定計量機関（OIML）においても議論はあまり行われていないことから、セキュリティ、不正・改竄等に十分配慮し、ユーザーの利便性と計量の信頼性の双方を確保できる技術革新を促し、計量器の構造基準を見直す必要があるのではないかと考える。

（2）計量法は、計量器の検定・検査、修理のその実施状況の報告まで義務づけておらず、その把握が困難。

このため、ICタグ、QRコード等のシステムを導入し、検定・検査の実施や修理の履歴等を容易に把握できるようにすべきではないかと考える。規制によって導入すべきか。ガイドライン等に基づきメーカーが自主的に取り組むことが適切ではないかと考える。

IoTと計量器の現状と今後の展望（案）

●IoTの発展と計量制度における適切な対応

- 急速な技術革新により、実社会のあらゆる事業・情報がデータ化され、ネットワークで繋がることにより自由にやりとり可能になり（IoT）、集まった大量のデータをリアルタイムに分析し、新たな価値を生むこと形で利活用可能（ビッグデータ）になってきている。こうした中、特定計量器においても、電力量計でスマートメーター化が進展するなど、一般家庭、工場、事業者等のあらゆる場所に設置された情報を取り・証明に活用していることから、今後、従来の計量器毎の関係者の垣根を越えた革新的なサービスや新たなビジネスモデルの創出が期待される。
- 一方で、計量制度の信頼性は常に担保することが必要であり、とりわけ、計量精度及び計量結果のセキュリティの確保、不正・改竄の防止は重要である。

●特定計量器の構造基準の現状と展望

- 計量結果について使用者が不正・改竄等を行わないように封印の規定があり、機械的封印が主流である。また、検出部と計量結果を示す表示部は一体であることを原則としているがユーティリティーメーター（電力量計、ガスメーター、水道メーターなど）は、消費者の利便性と信頼性の観点からは、必ずしも必然性はない。なお、OIMLにおいてこれらの検討はあまり行われていない。
 - 計量器にICタグやQRコードを組み込むことにより、計量法上の運用履歴だけでなく、ビッグデータとしての活用も大いに期待される。
- ⇒◆IoTの進展の加速と、制度全体の信頼性の確保とを両立するために積極的な検討を行う。

視点2：技術革新、社会的環境変化への対応（2）

見直しにおける方向性（案）

○取引・証明における利用者（計量器の使用者・消費者）の真のニーズに対応するため、従来の計量器ごとの垣根を越え、異業種との連携も図り、官民一体となって中長期的な視点に立ち、技術基準の検討を行う。

○計量器ごとに状況は異なることから、個別に検討が必要である課題もあるが、検出部と表示部を分離することによって新たなビジネスモデルの創出の可能性もある。

⇒◆共通の課題、ニーズを抽出した上で競争領域・協調領域を明確化し、協調領域について技術基準を検討する。

（1）計量器団体を中心に共通の課題を抽出した上で、技術基準の検討を行う。

●共通の課題の抽出（短期的に実施）

○足元の取組として、これらのニーズ・課題は計量器ごとに状況が異なることから、計量器団体を中心に共通の課題を抽出する。

●官民一体の技術基準の整備・国際提案の検討（中長期的ビジョン）

○その上で、国・産総研・日電検・地方自治体・産業界・消費者団体等が参画する調査委員会を発足し、官民一体となり、中長期的な戦略（長期的将来像の共有化、競争領域・協調領域の明確化、中期的な期限を定めて具体的な達成目標の設定、目標を実現するためのロードマップの策定、等）を策定し、技術基準を策定する。なお、この技術基準は、OIMLへの国際提案を前提とする。

○この活動は、計量行政審議会において、定期的にフォローアップを行う。

（2）技術基準に組み込む法令改正はせず、計量器団体を中心とする自主的取組によって中長期的にガイドライン等の作成を行う。

○履歴を容易に把握できるようにするための技術基準の改正は、規制強化となり、規制の必然性や費用対効果の観点から、法令改正によって義務付けを行うのは現段階では適切ではない。

○一方で、履歴が容易に把握できるシステムの導入は、計量器の使用者に対する計量法の運用履歴の提供という新たなサービスだけでなく、計量器から得られるビックデータの活用も期待できる。こうしたことから、計量器団体を中心とする自主的取組により、中長期的にガイドラインの作成や標準化の検討を行う。

見直し対象条文

検則

視点2：技術革新、社会的環境変化への対応（3）

論点8 特定計量器として規制することを検討すべき計量器【※資料2参考 P.8】

（1）自動はかり

自動計量の精度向上に伴い、高速計量・自動計量が可能な自動はかりが全国に普及。欧州では規制対象であり、OIMLでも技術基準の国際規格が整備されている。国内では、主要な自動はかりについて、国際規格に基づいた技術基準であるJISを整備中。

非自動はかりと同様に自動はかりを規制すべきか。あるいは、事業者による自主的取り組みで十分か。規制による効果と規制を導入することによるコストをどう見るか。対象器種の確定、検定、定期検査の実施体制の整備等が問題。

（2）水素ディスペンサー（水素燃料計量システム）

燃料電池自動車の普及に必要な不可欠となる水素ステーションを官民一体となり戦略的に整備を進めている中、水素燃料計量システムの計量性能技術基準のJISを制定（平成28年5月20日）。

このため、普及が進んだ場合には、燃料油メーターと同様に特定計量器に追加すべきではないか。直ちに規制対象に加える必要があるとは言い切れないのではないか。

特定計量器の現状と今後の展望（案）

●特定計量器の指定の意義

- 特定計量器の規制の対象は、これまでの大きな流れでは、対象計量器の削除を中心に行ってきた。ただし、平成5年の計量法の改正時には、電気式の非自動はかりを中心に11機種の追加や抵抗式体温計等の追加を実施している。
- 特定計量器は、国民生活・経済社会における取引・証明の信頼性の確保及び消費者保護の原則に立ち、技術革新及び社会環境変化に対応し、不断の見直しを行う必要がある。その際、計量器の構造によって規制の対象であるか否かの違いがあることは制度全体の信頼性を揺るがしかねず、計量器の規制の目的によってその対象が決まるべきである。
- ただし、規制は最小限であるべきことから、検定の対象とすべきかについては計量器の普及の進展を考慮し、また、検定検査の技術基準は、取引・証明等の使用実態に即して、事業者負担を必要最小限に制度設計すべきである。

●特定計量器の規制と諸外国の状況との関連性

- 計量器の規制については、従来、規制の対象の有無は国内動向だけで判断していたが、諸外国の状況を考慮した上で検討する必要がある。諸外国と比較して規制が緩やかな場合は、諸外国では規制により受け入れられない水準の計量器が多く流通する可能性が今後高まることが想定される。規制を最小限にすべきである一方、適正な計量の確保の観点から、動向を注視し、時機を見極めた対応が必要である。

視点 2 : 技術革新、社会的環境変化への対応 (4)

特定計量器の現状と今後の展望 (案)

● 今回の計量制度見直しで目指すしくみによる実現

- 型式承認、検定・検査について、民間事業者の参入の促進により、これまでは実施者の負担や技術的な能力の観点から、本来の計量法の目的から特定計量器とすべきであるものの適切な規制が行き届かなかった計量器についても、対応することが可能となる。

見直しにおける方向性 (案) (1) 自動はかり

(1) 中長期的に全国の生産現場に導入されている自動はかりの適正計量を確保する観点から、平成29年4月の政令改正に向け、特定計量器への追加を行う。検定・検査・型式承認の方法を早急に整備し、製造事業者に対する型式承認・検定及び使用者に対する検査は段階的、かつ、中期的に実施する。

● 規制の必要性

- 計量法の法目的から、自動はかりは本来は特定計量器として規制の対象とすべきものである。計量器の構造の違いによって今後も自動はかりを検定の対象外としておくことは、制度の信頼性を揺るがしかねず、またグローバル化の対応、我が国計量器メーカーの産業競争力強化の観点からも検定が必要となる特定計量器に追加する政令改正を行う。

● 効果・影響

- 消費者の最終計量製品の信頼性が高まることが効果として期待できる。特定計量器への追加により、検定等の事前規制だけでなく、立入検査等の事後規制も可能となる。
- 自動はかりの使用者への影響については、現在の自動はかりの使用では定期的にメンテナンスを実施することが一般的であるが、検定を開始する際には、使用者の選択により今回の見直しの実現により参入する指定検定機関等が従来のメンテナンスと連携して実施することなど、不要な負担の少ない対処が行えるよう、影響面に配慮しながら制度を整備する。

● 検定の対象・範囲等

- 製造工程に多くの自動はかりが導入されているが、取引・証明に使用されていなければ規制の対象外である
- また、OIMLが整備されていない自動はかりは、整備されていない間は検定の対象外とする。

● 検定・検査等の技術基準及び指定検定機関等の整備

- 検定・検査の技術基準は、JISの原案作成委員会において、製造事業者・使用者団体等の広範な利害関係者の意見に基づき、効果的かつ合理的な基準を早急に整備する。
- 検定・検査を行う実施主体は指定検定・検査機関に民間事業者が参入することが必要であることから、製造事業者、使用者に対する規制は段階的に実施する。

視点 2 : 技術革新、社会的環境変化への対応 (5)

見直しにおける方向性 (案) (1) 自動はかり

政令改正の影響を考慮した中長期的方向性

● 検定等の開始時期

- 型式承認、検定の方法等を整備する期間を考慮し、検定の実施は、政令の施行後少なくとも2～3年後の開始とする。
- 既に設置されている自動はかりについては、その影響を考慮して、これらの構造検定は省略し、器差検定及び定期検査は、政令の施行後7～10年程度の中長期的実施を検討する。

● 検定の実行 (実施体制・検定方法等)

- 検定・定期検査は、自治体で実施しないことを原則とし、計量団体等は、指定検定機関、指定定期検査機関への参入、あるいは、計量士による代検査及び適正管理事業所による検査の実施を可能な限り検討する。
- 国、産総研及び計量器団体は、検定・検査及び型式承認の技術基準の検討にあたって、OIML勧告を参考に可能な限り合理的かつ信頼性のある技術基準をJISとして整備する。
- 自動はかりは工場等のシステムに組み込まれることから、定期的な検査は、計量部分を分解することなくシステム又はライン上で実施し、検査は分銅によって行うのではなく、模擬試料又は実際の計量物によって行う。
- その他、検定の実行に際し必要な整備は施行までの間に行う。

自動はかりの現状

- 自動計量に関する精度向上、システム化・高速計量、自動計量に対するユーザーニーズへの対応など、取引・証明において、今後自動はかりが非自動はかりにとって代替する情勢がますます増大することはありえてもその逆は考えられない。
- 欧州を初めとする主要国・地域では、既に規制の対象となっており、OIMLにおいても近年改定作業が積極的に行われている。
※ 主要国等調査 (EU、英、独、仏、米、加、豪、韓、中) のうち、自動はかりが規制の対象となっていないのは、僅かに韓及び中の2ヶ国に留まる。
- 規制の対象となっている欧州よりも、近年は規制の対象となっていない成長著しいアジア諸国、とりわけ中国からの輸入量が増大。
※ 近年、中国は、ドイツとの連携を深め、急速に計量法の規制体制の整備を行っており、いずれ規制の対象とすることが予想される。

視点 2 : 技術革新、社会的環境変化への対応 (6)

見直しにおける方向性 (案) (2) 水素燃料計量システム

(2) 水素ステーションの普及と適正計量の確保とを両立する観点から平成29年4月の政令改正に向け、検定除外特定計量器への追加を行う。検定対象とするかどうかについては、中期的に検討を進める。

● 特定計量器への追加

- まずは検定除外特定計量器に追加し、製造事業者へのJIS適合を義務づけを行う。
- 検定の対象とするのは、水素ステーションの普及状況を勘案し、中期的に検討を行う。

● 検定の実行 (検定方法等)

- なお、国、産総研及び計量器団体は、検定及び型式承認の方法について国際提案活動を通じて、水素ステーションの普及と適正計量の信頼性を両立する観点から可能な限り合理的な方法を開発すべき。

水素燃料計量システムの現状

- 水素燃料システムは、米国カリフォルニア州では既に規制の対象となっており、ドイツでは2年以内に規制の対象にする予定。
- 我が国の燃料電池自動車は、世界で最も早く市場展開が進んでおり、官民一体となって戦略的に水素ステーションの整備を進めており、現在、約80箇所が開所し、2020年度までに160箇所程度、2025年までに320箇所程度の整備目標を設定。
- こうした中、水素ステーションの技術・研究開発のさらなる加速化と、水素燃料の取引における適正計量の確保との両立を目的として、JISを制定。このJISは、我が国計量器メーカーの海外市場獲得を目的として、今後3年間でOIML勧告発行を目指す事業を実施中。
- なお、自動車に充填する計量器では、燃料油メーター及びLPガスメーターが長年の規制の対象による運用によって高い信頼性を消費者から得ている。

見直し対象条文

計量法施行令第2、5条等、手数料令、施行規則、検則等

視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化 等

視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化（1）

論点9 計量証明事業者に所有を義務づけている機器の見直し、都道府県による指導の均一化【※資料2参考 P.9】

（1）計量証明事業者は、事業区分ごとに規定された特定計量器等の機器を所有することを義務づけられている。しかし、事業形態の専門化・分業化や技術進歩に伴い使用されない機器も存在。事業者の負担となっていることから、当該機器の見直しや区分の細分化等をすることが必要ではないか。

（2）都道府県が計量証明事業者に指導する際の指導内容が異なることから、技術的要件の整理やガイドライン等を設定して都道府県の指導のレベルを均一化すべきではないか。

計量証明事業の現状と今後の展望（案）

●計量証明の意義

○計量に係る「証明」については、当該「証明」を必要とする者が、第三者に証明行為を依頼することがある。計量法はこの第三者が行う「計量証明の事業」について、その適性を担保するために、規制を行っている。計量証明事業には、国民生活の安全・安心を確保する目的から、正確な計測・計量が求められている。

●近年の計量証明を巡る動き

○近年では、環境計量に対する意識が高まってきたほか、計量証明事業の多様化がみられる。

○また、計量証明については、グローバルな視野での今後の進展を想定する必要がある。特に環境計量においては、大気の濃度などを中心に、国内外で計量証明の結果を活用することが想定される。加えて、中長期的には、国内の事業者だけでなく、海外の事業者の証明による計量証明の結果も活用し、よりグローバル化することが想定される。海外の計量証明の事業者の我が国への参入も進みつつあり、国内外での計量証明の事業者のしくみの違いもふまえながら、計量証明事業の今後の在り方を国内外に目を向けて検討する必要がある。

●都道府県による指導

○計量証明事業者はその事業所単位ごとに都道府県へ登録を申請するため、各都道府県で指導内容が異なると、同一事業者であっても事業所が所在する都道府県が複数ある場合に指導内容の差異が混乱を招くなど、具体的な問題が生じる。

○これらの差異は、ガイドライン等を設定するなど、規程類の整備を行うことによって解消することが求められている。

視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化（2）

論点の背景・基本的考え方

●計量証明事業の登録に必要な最低設備等の設定の意義

○計量証明事業の登録にあたり、必要な最低設備等が設定され、義務づけられている。

これらについては、計量証明の実施可能な事業者を正しく条件付けするために必要である一方、過度な負担を避けるため、必要最小限とすべきである。

見直しにおける方向性（案）

（1）関係者の意見を聴取のもと、必要な最低設備等の見直しを進める。

●検討会設置

○最低設備等を見直すにあたり、適切な機器（技術進歩への対応など）の選定については、本年度より検討会の設置等にて関係者の意見を聴取の上、現行の濃度の区分（大気、水又は土壌）の見直しの可否も含めて検討する。

●国際的な視点での見直しの実行

○計量証明の事業者の業務形態やその規制・認定の実態・状況は各国により異なる。

海外では、計量証明のその工程ごとに分担されていることが多い（例：証明行為と試料の下準備を別会社で行う、など）が、我が国ではすべてを同じ事業者が行うことが一般的とされている。

このような業務形態の違いがある中で、その規定・認定における詳細な条件（国際規格であるISO/IEC17025の活用、など）も差異があることが想定される。

これらの状況をふまえつつ、計量証明結果の国際的な活用を視野に入れ、適切な機器の設定などの見直しを進める必要がある。

（2）技術的要件の整理やガイドライン等を設定し、都道府県の指導のレベルの均一化に努める。

○都道府県の指導のレベルを均一化するため、目安となる技術的要件の整理やガイドライン等の設定を行う。また、それらにより適切な運用がなされるよう、周知・説明等に努める。

見直し対象条文

施行規則第40条、別表第4

視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化（3）

論点10 計量証明事業者が定期的に受ける計量証明検査の見直し【※資料2参考 P.9】

（1）計量証明検査の事業者負担を軽減するため、また、計量証明事業の登録時など、計量証明の中でISO9001又はISO/IEC17025などによる品質保証体制の認証を活用し、これらを取得していれば計量証明検査の免除や計量証明事業の登録時での一部の規程の免除などの見直しが必要ではないか。

（2）計量証明事業者が所有する特定計量器は、検定と計量証明検査の両方を受けることを義務づけられているが、事業者の負担を考慮し、計量証明検査に免除期間を設けて検定・検査の間隔を調整できるようになっている。免除期間の運用について都道府県ごとに判断が異なることから、全国で均一な運用をすべきではないか。

（3）検査内容が計量器の管理が中心となっているが、これに加え、標準物質による校正方法、採取した試料の管理、組織の運営管理など計量証明検査を計量器の精度確保に本来求められるべきものに見直すべきではないか。

論点の背景・基本的考え方（案）

●計量証明検査の意義

○計量証明検査は、法116条により、特定計量器に行う検査と定められている。ISO 9001やISO/IEC 17025はマネジメントシステムの規格であるため、対象が異なる。

●都道府県による指導

○計量証明事業の登録同様、計量証明検査においても、全国での均一な運用が求められる。

○また、計量証明用設備の管理などについては、立入検査において、都道府県が全国同じ基準で確認することが重要である。これらについても、ガイドライン等を見直し各都道府県へ周知することが求められる。

視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化（4）

見直しにおける方向性（案）

（1）計量証明検査については現状の制度とする。

- 計量証明検査は法律において義務付けられており、計量器に対しての規制であるため、ISO9001やISO/IEC17025の認証を取得していることだけが現行の計量証明検査の免除（又は一部免除）の直接の理由にはあたらない。

（2）ガイドライン等を設定し、全国で均一な運用となるよう努める。

- 全国の都道府県で均一な運用がなされるよう、ガイドライン等の設定を行う。また、それらにより適切な運用がなされるよう、都道府県への周知・説明に努める。

（3）立入検査にて確認するためのガイドライン等を見直す。

- 現在の計量証明検査とあわせて検査項目を追加することはありうるが、規制強化となるため、義務付けに至るまでの効果と必要性が現状では認められない。（加えて、検査者（都道府県等）の体制を整えることが必要。）
- 標準物質による校正方法、採取した試料の管理、組織の運営管理などについては、事後規制による確認を適切に行う。立入検査において、都道府県が全国同じ基準で確認することが重要である。よって、ガイドライン等を見直し各都道府県へ周知することが求められる。

見直し対象条文

施行規則第41、43条

視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化（5）

論点11 質量分率と体積分率の明確化（wt%やvol%等の表記）【※資料2参考 P.9】

法定計量単位のうちで「質量百分率」の標準となるべき単位記号は「%」のみであり、「体積百分率」の標準となるべき単位記号の「%」と同じであるため、誤解を与える恐れがある。

このため、計量証明事業における質量分率と体積分率を明確に分かるよう、wt%やvol%などの表記を認めることを検討すべき。単位記号は、計量証明事業以外のあらゆる分野にも適用されるので、慎重に考えるべき。

論点の背景・基本的考え方（案）

- 単位記号の適用範囲は濃度の計量証明事業に限定されるものではなく、あらゆる分野に適用され、長年の運用で国内に定着しているため、改正の是非は、国際度量衡総会、ISOなどの国際的動向及び国内への影響等を勘案し慎重に検討する必要がある。
- 国際度量衡総会及びISOでは、濃度の記号%にwtやvolなどの付加情報を付けることは認めていない。

見直しにおける方向性（案）

法令改正はせず、中長期的に民間事業者における自主的な標準化を行う。

- 現行制度において、標準となるべき単位記号は、質量百分率は「%」、体積百分率は「vol%又は%」と規定されているが、区分が明確に必要な場合は、記号を付加するのではなく、「量」が何かを明記するべきであり、具体的な記載方法については、民間事業者において自主的な標準化を進めた上で、例えば、JISやISOなどの公的な標準化活動の中長期的に推進することが必要。

見直し対象条文

計量単位規則別表第2

視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化（6）

論点12 特定計量器修理後の検定までの間の計量器の使用【※資料2参考 P.10】

修理した特定計量器の利用者は、再検定に合格するまでの間、当該計量器を取引又は証明の計量に使用できない。このため、利用者における営業上の支障や、製造事業者が利用者から再検定までの間の代替計量器の提供や使用停止期間の圧縮を求められるといった負担がある。再検定までの間も使用可能とする制度を創設すべきではないか。

論点の背景・基本的考え方（案）

- 修理を行い検定証印が除去された計量器に対する制度の創設は、計量法における修理の根幹に関する問題であり、制度の信頼性確保の観点から現状維持が適切。
- また、事業者ニーズが高いからといって、罰則行為（検定証印が付されていない特定計量器の取引又は証明への使用）を一定期間許容する措置は認められない。

見直しにおける方向性（案）

法令改正はせず、論点2の見直しに基づく法令改正の後、中長期的に民間事業者が指定検定機関に積極的に参入する。

- 論点2「国が検定実施を認めている指定検定機関への民間事業者参入の促進（指定要件の見直し）」が行われれば、民間事業者は指定検定機関への参入がし易くなるため、民間事業者が積極的に参入し、計量器の利用者ニーズに応える必要がある。

見直し対象条文

計量法第49条第1項、施行令第7条

視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化（7）

論点13 計量器に修理実施者への修理実績の義務付け【※資料2参考 P.10】

修理事業者が特定計量器を修理した場合、修理事業者名等の明記が義務づけられていないことから、修理した事実や修理した事業者名が判明せず、製造事業者が責任を問われることがある。このため、修理事業者の責任を明確にする意味で、修理を行った計量器に修理実施者を示すロゴ又はマーク等の塗布を義務付けるべきではないか。

論点の背景・基本的考え方（案）

○計量法上、修理事業者に対しては、修理の内容によって検定証印の除去や型式承認表示の除去が義務付けられており、製造事業者との責任関係を明確にする理由で、ロゴ又はマーク等の塗布を一律に義務付けるのは、修理事業者への新たな負担、計量器の表示スペース等の課題もあり必要性はない。また、使用中の特定計量器は、検定・検査時に技術基準への不適合をもって、取引・証明が不可能となることで制度の信頼性が確保されているため、新たな規制による効果の観点からも過剰となる。

見直しにおける方向性（案）

法令改正はせず、論点7（2）に基づき、中長期的に、事業者の自主的な取組みによってICタグ、QRコード等のシステムの標準化を図る。

○論点7（2）の「ICタグ、QRコード等のシステムを導入し、検定・検査の実施や修理の履歴等を容易に把握できるようにすべき」に基づき、ICタグ、QRコード等のシステムの標準化が行われることは、製造事業者と修理事業者の責任関係の明確化、計量器の信頼性確保の向上に資するため、まずは民間事業者における自主的な標準化活動を推進することが必要。

見直し対象条文

計量法第47条、第49条第2項

視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化（8）

論点14 新たに特定計量器に指定された計量器に対する初回の定期検査免除期間の統一【※資料2参考 P.10】

非自動はかりのうち、平成5年の計量法改正時に追加された計量器（小型はかり等）については、既に製造された在庫が大量にあったことから初回の定期検査を要しない特例措置が設けられている。しかし、20余年が経過し、この特例措置の意義は薄れたので廃止すべきではないか。

なお、特例措置の対象となる器種は、これら追加器種以外にも、機械式はかり、棒はかり、分銅、おもりなど多器種にわたるため、廃止にあたっては、器種毎の精査が必要。

見直しにおける方向性（案）

平成29年4月の政省令改正に向け見直しを進める。

- 平成5年の計量法改正時に追加された計量器に対する特例措置は、20余年が経過し、措置の意義は薄れたので廃止するのが適切である。
- 平成5年以前から定期検査の対象となっている電気式はかり、機械式はかり、棒はかり、分銅、おもりなどについても特例措置を今後も継続する意義は薄れており、制度信頼性の確保の観点から廃止するのが適切である。

政省令改正の影響を考慮した中期的方向性

- 特例措置の長年の運用によって、特例措置が定着していることから、事業者への周知・対応のために5年程度の猶予期間を設ける。

見直し対象条文

施行令附則第5条、施行令附則省令

視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化（9）

論点15 計量器販売事業者の遵守事項の追加【※資料2参考 P.10】

非自動はかり等は地方自治体が定期検査をすることになっているが、計量行政職員の減少などによって検査対象となる計量器を把握することは困難となっている。一方、非自動はかり等の販売事業者は、計量器の購入者に対し、取引・証明に使用する場合には定期検査が必要となる旨を説明することとされている。

自治体による把握を補完するため、販売事業者に対し、購入者の了解を得た上で、都道府県知事（又は特定市）に購入者を連絡を義務づける等の努力義務を課すべきではないか。

見直しにおける方向性（案）

現状の制度を維持する。ただし、脱検防止は、中長期的に定期検査の必要性の周知や事業者による論点7（2）の自主的取組みを行う。

- 非自動はかり等の定期検査は、本来、自治体が把握していなくても使用者に受検が義務付けられている。また、非自動はかりは取引・証明以外の用途も多く、使用者は購入後に用途を変更する場合もある。したがって、販売事業者に対して自治体への連絡を義務づけることは、販売事業者への規制強化、自治体への事務負担増にはなるが、脱検防止効果が必ずしも得られないと考えられることから、現状の制度を維持することが適切。
- ただし、脱検計量器の増大は制度の信頼性に関わる問題であるため、国、自治体、業界団体及び消費者団体が連携し、定期検査の必要性の周知や事業者による論点7（2）の「ICタグ、QRコード等のシステムを導入し、検定・検査の実施や修理の履歴等を容易に把握できるようにすべき」に基づき、ICタグ、QRコード等のシステムの標準化による自主的な取組みを行っていくことが必要。

見直し対象条文

施行規則第19条

視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化（10）

論点16 検定証印・定期検査済証印の年号表記及び表示方法の統一【※資料2参考 P.10】

（1）検定・定期検査を実施した際、地方自治体等は、実施した元号年の数字と月を打刻することになっている。この表記方法では、外国メーカーに配慮しておらず、使用者や消費者にわかりにくいと、表記（元号を含む2桁表示や西暦表示等）にすべきではないか。

（2）また、定期検査済証印については、近年、貼付シール（はり付け印）を導入している地方自治体が増えており、検定証印にもはり付け印を認めるべきではないか。

論点の背景・基本的考え方（案）

- 検定・定期検査の有効期間は、特定計量器毎に異なる中において、実施年月の表示は制度の信頼性を確保する上で重要。
- 現在の打刻等による実施年月の表示方法は、特に計量器の使用者にとって分かりやすいとはいえない。
- 計量器が機械式から電子式に移行する中において、現在の打刻による表示は、計量器の精度に悪影響がないとはいえない。
- 特定計量器は国民生活における取引の信頼性を確保する重要な計量器であるにもかかわらず、検定証印等は必ずしも認知されているとはいえず、脱検防止のためには、消費者にとってもわかりやすく、馴染みのあり、認知される表示とする。
- 諸外国においては、貼り付け印によるわかりやすい表示が一般的である。

見直しにおける方向性（案）

平成29年4月の省令改正に向け見直しを進める。

- 検定・定期検査証印の実施年月証印及び証印（デザイン）は計量器の使用者、消費者にとってわかりやすい表示に改正し、貼り付け印による計量結果近傍に表示することを原則とする。なお、証印は基準適合証印、計量証明検査証印等もあるため、統一を行う。また、指定検定機関等は民間機関の参入が促進されるため、機関名の表示や検定済証の発行を行う。
- なお、証印のデザインは国民にとってなじみのある表示とすべく、公募によって決定する。

見直し対象条文

検則第23～29、35、48、49、56、57、72条等、指定製造事業者指定等省令第8、9条等

視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化（11）

論点17 商品量目制度の他法令の規制との関係整理・規制の簡素化【※資料2参考 P.11】

計量法が消費生活関連商品として指定した特定商品分類と食品表示法等の商品分類が異なることから、分類をあわせるなど、**他法令との整合を図る**よう検討すべき。また、**商品量目公差表を簡素化**することなどについて検討すべきではないか。

ただし、それぞれの法目的の相違や、その規制体系について十分精査した上で、上記の整合化や簡素化の必要性についての検証が必要。

商品量目制度の現状と今後の展望（案）

- 食料品などを中心に、日常の消費生活の中で比較的少量でかつ頻繁に計量販売される商品については、個々の取引ごとに正確計量が行なわれているかどうか判断することは事実上困難が伴うものであり、特に消費者が取引の一方の相手方となる場合には更にその困難が大きくなる。そのため、商品量目制度において、商品の販売の事業を行う者に対し、計量販売の際には、一定の商品（特定商品）は、量目公差を守らなければならないという義務が課されている。
- 商品量目制度は、消費生活における商品の正確計量の推進に大きな役割を果たし、消費者利益の確保を図るとともに公正な経済活動を支えている。
- 一方、商品の名称・分類が煩雑で分かりにくい等の問題点が指摘されてきたが、これまでも、体系化・簡素化を図るなど、社会的要請に応えてきたところである。
- また、平成27年に食品表示法が施行され、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度が創設された。計量法の商品量目制度との関係についても、指摘が行なわれているところである。
- これらをふまえ、商品量目制度の今後の方向性については、制度の目的を再認識しつつ、適切に運用できるよう制度の全体像を描きながら検討すべきである。

視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化（12）

見直しにおける方向性（案）

商品量目制度については、現状の制度を維持しつつ、運用面での改善を行う。

（1）他法令との整合化

○計量法と食品表示法等の他法令との間で、不整合が生じており調整が必要と考えられるものについては、関係省庁と意見交換を行い、個別に検討を進めていくことが適当。

（2）商品量目公差表の簡素化

○国が主導して自治体と特定商品の該非についての解釈の統一化を図り、事業者にも情報共有等を行うなど、運用面での改善を行う。

論点の背景・基本的考え方（案）

○計量法の法目的は正確計量であるのに対し、食品表示法の法目的は食品安全であり、それぞれ法目的が異なるため、規制体系そのものが異なること自体に問題はない。

○また、商品量目制度において早急に手当てすべき問題は、公差表の簡素化するというよりも、むしろ、特定商品の該非（計量法の内容量遵守の義務がかかるかどうか）について、国・自治体ごとに解釈が異なることと考えられる。したがって、まず、国が主導して自治体と特定商品の該非について解釈の統一を図ることが重要と考えられる。

見直し対象条文

計量法第12条、13条、量目令別表第1、第2

視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化（13）

論点18 商品量目制度の国際勧告への整合化【※資料2参考 P.11】

計量法では、5g未満の極少量商品についての量目公差を定めておらず、商品量目の規制対象となっていない。一方、OIMLにおける国際規格では5g未満の量目公差が定められている、このため、**国際整合化した極少量商品の規制**を検討すべきではないか。

一方で、実際に極少量商品の内容量不足に関する問題が生じているものがあるか十分精査した上で、極少量商品の規制の必要性について検証すべき。

論点の背景・基本的考え方（案）

- 5g未満の極少量商品について量目公差を定めることは規制強化となる。しかし、現時点において、極少量商品の内容量不足を契機として、消費者に著しい不利益がもたらされている事例は国には殆ど寄せられていない。
- また、OIMLの国際規格は工場のサンプルによる平均値に基づき公差を適用しているが、我が国の商品量目制度は特定商品の個別の商品ごとに公差を適用するものであり、単純に比較することは困難。
- また、極少量商品の公差については、さらに微量なものとなることが想定される。したがって、自治体にとっても執行面でも困難が生じるため、規制の実効性を担保できない（仮に誤差を4%未満とした場合でも、5g商品の公差は0.2g未満となる）。
＜5g未満の極少量商品の想定例＞
コーヒーのスティックシュガー、乾燥めんのつけつゆ、サラダに添えられたドレッシング、など

見直しにおける方向性（案）

現行の制度を維持する。

- 関係省庁、自治体、事業者等から、国に極微量商品についての内容量不足についての事例が多数もたらされた場合、具体的にどのような水準が適切か、ガイドライン等で示すことは検討し得る。なお、国は、商品量目制度で規定する数量を超える量（特定商品ごとにそれぞれ25kg、10kg、25Lまで規定）については、1%を目安とすることをガイドラインで示している。

見直し対象条文

量目令第5条、別表第1、第2

視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化（14）

論点19 特殊容器使用商品の追加【※資料2参考 P.12】

ビール業界で商品化され普及が進展している発泡酒やいわゆる第三のビールは、ビールに分類されないことから、特殊容器（ビール瓶）を使用できる商品として認められていない。このため、発泡酒・第三のビールについて特殊容器を使用できるようにすべきではないか。

特殊容器制度の現状と今後の展望（案）

○特殊容器は、近年、ペットボトル、紙容器、缶など様々な容器の増加に伴い、漸減傾向が続いているが、長年の運用によって特に業務用途において社会インフラとして定着している。また、「リユース」が可能であることから環境配慮の観点から見直される機運が高まっている。したがって、特殊容器制度は、今後も引き続き維持・運用していくものである。

論点の背景・基本的考え方（案）

- 発泡酒・第三のビールは、各社が健康志向や味覚領域の拡大等の商品提案を行ったこともあり、近年急速に普及し、消費者に広く受け入れられているが、ビールが外食での飲用が40%を占めるのに対し、発泡酒・第三のビールは家庭での飲用がほとんどとなっている。これは、発泡酒・第三のビールは主に缶で販売されており、我が国の外食において缶で提供することに抵抗があることが原因の一つとされている。
- また、酒税法上の運用において2リットル以下の瓶に充填する酒類の容量は、同一形態の容器100本分の充填量から1本当たりの平均容量を算出することとされているが、特殊容器に充填された酒類はこの規定から除外されている。

見直しにおける方向性（案）

平成29年4月の政令改正に向け見直しを進める。

- リユースの促進、ビール業界の需要拡大、効率的な生産管理といったことが期待されるため、これらの商品を特殊容器に使用できるよう、商品名を酒税法の定義に整合させつつ、改正する。

見直し対象条文

計量法施行令第8条

視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化（15）

論点20 申請者の利便性の向上・手続の効率化【※資料2参考 P.13】

事業者の登録・認定手続きにおいて、事業者の利便性向上のため、より柔軟な手段での電子申請を認めるべきではないか。

見直しにおける方向性（案）

見直しを進める。

- 申請者の利便性の向上・手続の効率化については、適宜進めるべき事項であるが、必要性や利用者数などから総合的に判断する。
- まずはNITEにおけるJCSS・MLAPの手続において、より柔軟な手段での電子申請を認めるべく改正を行う。

見直し対象条文

施行規則第49条の3、4、91条、91条の3（電子申請の許容及び具体的方法の措置）

論点21 自治体間が協力していく取り組みの必要性【※資料2参考 P.13】

行財政改革の流れの中で、自治事務化以降、計量行政を実施する地方自治体間の体力格差が生じている現状。このため、地方自治体間の取り組みとして、一部自治組合や広域連合のような、複数の自治体が補完・協力していく取組みを検討すべきではないか。

見直しにおける方向性（案）

自治体の自主的な取組に任せる。

- その上で、国は、自治体が連携している先進的な取組（都道府県ごと、特定市ごと、都道府県と特定市など）があれば、率先して自治体に情報提供していくことが求められる。

見直し対象条文

—

計量制度見直しの論点－各論点の方向性（案）－

視点	論点	方向性（案）
1 民間事業者の参入の促進	1 計量器開発の効率化	平成29年4月の政省令改正に向け、見直しを進める。
	2 指定検定機関への民間事業者参入の促進	平成29年4月の政省令改正に向け、見直しを進める。
	3 指定製造事業者を指定する際のISO9001の活用	平成29年4月の省令改正に向け、見直しを進める。
	4 計量士の確保、育成	(1) 見直しを進める。(2) 計量士登録後の技術研修等を実施する。
	5 適正計量管理事業所制度の要件の見直し等	見直しを進める。
	6 基準器と計量標準供給制度（JCSS）校正計量器の共通化	中長期的に技術基準及び運用の見直しを進める。
2 技術革新、社会的環境変化への対応	スマートメーター化を見据えた特定計量器の構造基準の見直し (1) 計量器のスマートメーター化に関し、技術革新の促進・計量器の構造基準の見直しをすべきか (2) 計量器の管理のため、ICタグ等のシステムを導入すべきか	(1) 計量器団体を中心に共通課題を抽出した上で、技術基準の検討を行う。 (2) 技術基準に組み込む法令改正はせず、計量器団体を中心とする自主的取り組みによって中長期的にガイドライン等の作成を行う。
	特定計量器として規制することを検討すべき計量器 (1) 自動はかりに関し、非自動はかりと同様に規制すべきか (2) 水素ディスペンサーに関し、特定計量器に追加すべきか	(1) 平成29年4月の政令改正に向け、特定計量器への追加を行う。検定・検査・型式承認の方法を早急に整備し、検定・型式承認は中期的に実施する。 (2) 平成29年4月の政令改正に向け、検定除外特定計量器への追加を行う。検定対象とするかどうかは、中期的に検討を進める。
	9 計量証明事業者に所有を義務づけている機器の見直し等	(1) 見直しを進める。(2) ガイドライン等を設定する。
	10 計量証明事業者が定期的に受ける計量証明検査の見直し	(1) 現状の制度とする。(2)(3) ガイドライン等を設定する。
3 規制範囲・規定事項等の再整理・明確化	11 質量分率と体積分率の明確化（wt%やvol%等の表記）	法令改正はせず、中長期的に事業者の自主的な標準化を行う。
	12 特定計量器修理後の検定までの間の計量器の使用	法令改正はせず、中長期的に事業者が指定検定機関に参入する。
	13 計量器に修理実施者への修理実績の義務付け	法令改正はせず、中長期的にICタグ等のシステムの標準化を図る。
	14 新たに指定された特定計量器の初回定期検査免除期間の統一	平成29年4月の政省令改正に向け見直しを進める。
	15 計量器販売事業者の遵守事項の追加	現状の制度を維持する。
	16 検定証印・定期検査済証印の年号表記及び表示方法の統一	平成29年4月の省令改正に向け見直しを進める。
	17 商品量目制度の他法令の規制との関係整理・規制の簡素化	現状の制度を維持しつつ、運用面での改善を行う。
	18 商品量目制度の国際勧告への整合化	現行の制度を維持する。
	19 特殊容器使用商品の追加	平成29年4月の政令改正に向け見直しを進める。
	20 申請者の利便性の向上・手続の効率化	見直しを進める。
	21 自治体間が協力していく取り組みの必要性	自治体の自主的な取組に任せる。